

非常時における登下校について

地震・風水害等非常時の登下校について、お子さまの安全確保のため、次の通り進めますので、ご承知いただくとともに、格別のご協力をいただきますようお願い致します。

なお、この対応は、以下の警報等が、「尾張旭市」または、「尾張旭市」を含む地域（愛知県・愛知県西部・尾張東部等）に発令された場合の対応になります。

I 暴風警報が発令された場合

- 1 登校時、暴風警報が出ている場合は、自宅待機をさせていただきます。
- 2 午前6時30分までに暴風警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。
- 3 午前6時30分から午前11時までに暴風警報が解除された場合は、**家庭で昼食を済ませ、午後1時30分までに登校します（5時間目から授業を行います）。**
- 4 午前11時を過ぎても暴風警報が出ている場合は、休校になります。
- 5 児童が登下校中に暴風警報が出た場合は、速やかに下校するよう指導します。
- 6 児童の登校後に暴風警報が発表された場合は、授業・学校行事等は直ちに中止し、児童を保護者に引き渡しますので、学校まで迎えにきてください。
(児童は、保護者の引き取りがあるまで学校で待機させます。)

※ 電話連絡はしません。暴風警報が出そうな状況の時は、テレビ、ラジオ、天気予報電話サービス（177）、本地原小学校ホームページ、メール配信等で確かめてください。

※ 上記2、3の場合でも、道路の冠水、河川の増水、強風等により登校が危険な場合は、保護者の判断で登校を見合わせてください。その場合は学校へ連絡をお願いします（安否確認のためです。通学団全体で登校を見合わせる場合は、代表の方からの連絡で構いません）。

II 大地震が起こった場合

- 1 児童が在校中の場合は、授業・学校行事等は直ちに打ち切り、児童を保護者に引き渡しますので、学校まで迎えにきてください。
(児童は、保護者の引き取りがあるまで学校で待機させます。)
- 2 児童が登下校中の場合は、速やかに下校するよう指導します。
- 3 児童が在宅中の場合は、休校とします。学校から連絡があるまで登校させないでください。

III 大雨洪水警報・大雪警報等その他の警報や注意報が発令された場合

- 1 原則として授業を行います。
- 2 登校が危険と思われる場合は、保護者の判断で登校を見合わせてください。その場合は学校へ連絡をお願いします（安否確認のためです。通学団全体で登校を見合わせる場合は、代表の方からの連絡で構いません）。

IV 特別警報が発令された場合

- 1 登校時、特別警報が出ている場合は、自宅待機をさせていただきます。
特別警報解除後も、学校から連絡があるまでは登校させないでください。
- 2 児童の登校後に特別警報が発表された場合は、授業・学校行事等は直ちに中止し、学校での状況判断により、「学校待機」または「保護者への引き渡し」のいずれかを行います。「学校待機」中に特別警報が解除されても、安全が確認されるまで学校に待機させます。